

工事排水を無断で流さないでください

建築、解体時に発生する排水には、セメント成分や泥などが含まれており、処理せずそのまま下水道や水路・河川等に流すと、下水道施設や琵琶湖の水質に影響が出ます。

工事排水が発生する場合は、下記【工事排水の処理方法】を参考に、適正に処理願います。

また、市では、条例で下水道排除基準(裏面)を定めています。もし、下水道等に流す予定がある場合は、これを遵守するとともに、必ず、事前に下記までお問合せください。

【工事排水の処理方法】

- ・ 沈でん槽や中和設備など排水処理施設を設置する。
- ・ 少量の場合は、廃液として専門業者へ処分を委託する。

お問合せ先

公共下水道への排水	企業局 下水道計画課	077-528-2764
水路河川等への排水	環境部 環境政策課	077-528-2735

公共汚水ますを無断で撤去しないでください

建物の解体、撤去の際に、無断で公共汚水ますが撤去されることがあります。

公共汚水ますは市の施設ですので、撤去等が必要な場合は、必ず下記までお問合せください。

また、宅内の排水設備を撤去する場合は下水道管へ泥などが流入しないよう「キャップ止め」等の処理をしてください。

お問合せ先

企業局 お客様設備課 077-528-2605



解体工事による無断排水があり、下水道管やポンプ場にコンクリートガラやノロが流入している状況。

下水道施設を閉塞・損傷させた場合は、復旧費用を請求する場合があります。

また、施設の機能に障害を与え下水排除を妨害した場合は、罰則規定が適用されます。(下水道法第 44 条)

下水道排除基準値一覧

項目	対象事業場	特定事業場			非特定事業場	
		50 m ³ /日以上	10 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	10 m ³ /日未満		
健康項目 処理不可能項目	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L以下			0.01 mg/L以下	
	シアン化合物	0.1 mg/L以下			0.1 mg/L以下	
	有機磷化合物	検出されないこと			検出されないこと	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下			0.1 mg/L以下	
	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下			0.05 mg/L以下	
	砒素及びその化合物	0.05 mg/L以下			0.05 mg/L以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下			0.005 mg/L以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下			0.003 mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下			0.1 mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下			0.1 mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下			0.2 mg/L以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下			0.02 mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下			0.04 mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下			1 mg/L以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下			0.4 mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下			3 mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下			0.06 mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下			0.02 mg/L以下	
	チウラム	0.06 mg/L以下			0.06 mg/L以下	
	シマジン	0.03 mg/L以下			0.03 mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下			0.2 mg/L以下	
	ベンゼン	0.1 mg/L以下			0.1 mg/L以下	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下			0.1 mg/L以下	
	ほう素及びその化合物	10 mg/L以下			10 mg/L以下	
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下			8 mg/L以下	
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下			0.5 mg/L以下	
	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者) 10 pg-TEQ/L以下(水質汚濁防止法特定施設設置者)			10 pg-TEQ/L以下	
	環境項目 処理可能項目	フェノール類	5(1) mg/L以下		5(1) mg/L以下	5(1) mg/L以下
		銅及びその化合物	3(1) mg/L以下		3(1) mg/L以下	3(1) mg/L以下
亜鉛及びその化合物		2(1) mg/L以下		2(1) mg/L以下	2(1) mg/L以下	
鉄及びその化合物(溶解性)		10 mg/L以下		10 mg/L以下	10 mg/L以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 mg/L以下		10 mg/L以下	10 mg/L以下	
クロム及びその化合物		2(0.1) mg/L以下		2(0.1) mg/L以下	2(0.1) mg/L以下	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380 mg/L未満			380 mg/L未満	
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満		5を超え9未満	5を超え9未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)		600 mg/L未満		600 mg/L未満	600 mg/L未満	
浮遊物質質量(SS)		600 mg/L未満		600 mg/L未満	600 mg/L未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類含有量	5 mg/L以下		5 mg/L以下	5 mg/L以下
		動植物油脂類含有量	30 mg/L以下		30(20) mg/L以下	30(20) mg/L以下
窒素含有量	湖西及び湖南中部処理区	(60) mg/L未満		(60) mg/L未満	(60) mg/L未満	
	大津処理区	(40) mg/L未満		(40) mg/L未満	(40) mg/L未満	
	藤尾処理区	240 mg/L未満		240 mg/L未満	240 mg/L未満	
	湖西及び湖南中部処理区	(10) mg/L未満		(10) mg/L未満	(10) mg/L未満	
燐含有量	大津処理区	(5) mg/L未満		(5) mg/L未満	(5) mg/L未満	
	藤尾処理区	32 mg/L未満		32 mg/L未満	32 mg/L未満	
施設損傷項目	温度	45 °C未満			45 °C未満	
	沃素消費量	220 mg/L未満			220 mg/L未満	
	アンチモン含有量	(0.05) mg/L以下			(0.05) mg/L以下	
	ニッケル含有量(湖南中部処理区のみ)	(1) mg/L以下			(1) mg/L以下	
	色(下水色を除く) 臭気(下水臭を除く)	公共下水道からの放流水が排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような異常な色及び臭気を帯びるおそれのないこと				

- 備考
- ()内の数値は日間平均値を示す。
 - 網掛部分は直罰基準、それ以外は除害施設設置基準を示す。
 - 直罰基準のうちダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する特定事業場に適用され、それ以外の項目は水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する特定事業場に適用される。
 - ダイオキシン類の網掛部分以外の基準は、終末処理場からの放流水がダイオキシン類の規制を受けている場合のみ適用される。